



熊本県公報

第 1 2 1 2 0 号

平成 24 年 6 月 12 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○ 公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(県政情報文書課) 1
告 示	
○ 漁船保険義務加入同意の承認 (沖新加入区)	(団体支援課) 2
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 2
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 2
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 3
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 3
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 4
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 4
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 4
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 5
○ 障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(") 5
○ 保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課) 5
○ 保安林の指定施業要件の変更	(") 5
○ 道路の区域変更	(道路保全課) 6
○ 道路の区域変更	(") 6
○ 道路の区域変更	(") 6
公 告	
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 7
○ 都市計画法による開発行為工事完了公告	(") 7
登 載 依 頼	
○ 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れの落札者の決定	(教育政策課) 7
○ 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 8
○ コイヘルペスウイルス病まん延防止のためのコイの放流制限	(水産振興課) 10
正 誤	
○ 平成 24 年 5 月 8 日熊本県告示第 6 7 5 号 (形質変更時要届出区域の指定) 中	(環境保全課) 10

規 則

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 24 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 2 号

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (平成 18 年熊本県規則第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「ときは、」の次に「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の 6 月 30 日までに」を加え、「当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の 6 月 30 日までに、同項」を「同項」に改める。

第 1 4 条中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の 6 月 30 日」を「知事が定める日」に改める。

第 1 5 条中「期間最後の事業年度の次の事業年度の 7 月 10 日」を「知事が定める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 774 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認められるので、法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。なお、平成 20 年 6 月 13 日熊本県告示第 580 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項の規定により平成 24 年 6 月 12 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 24 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

沖新加入区

熊本県告示第 775 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 24 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ヘルパーステーション ドラゴンキッズ 合志市幾久富 190-700	NPO 法人 NE XTEP 合志市幾久富 1909-700 島津 智之	平成 24 年 5 月 7 日	4312900329	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

熊本県告示第 776 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 24 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
美里町社協ケアセンター 砥用 下益城郡美里町永富 1510 番地	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会 下益城郡美里町永富 1510 番地 長嶺 興也	平成 24 年 6 月 1 日	4311520037	同行援護
美里町社協ケアセンター 中央 下益城郡美里町佐俣 338 番地	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会 下益城郡美里町永富 1510 番地 長嶺 興也	平成 24 年 6 月 1 日	4311520045	同行援護

熊本県告示第 777 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 24 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
第二つつじヶ丘学園グループホーム事業所 球磨郡あさぎり町免田西3003番地56	社会福祉法人 つつつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵毛谷4180番地1 縦木 讓	平成24年6月1日	4321880017	共同生活援助

熊本県告示第778号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ヴィレッジピープル上益城郡嘉島町大字下六嘉1765番地	株式会社 ヴィレッジピープル 上益城郡嘉島町大字下六嘉1765番地 徳永 薫	平成24年6月1日	4311440269	就労継続支援A型

熊本県告示第779号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本県あかね荘 熊本市戸島西3丁目4番150号	公益社団法人熊本県精神科協会 熊本市水前寺六丁目43番7号くませいビル 宮川 洗平	平成24年4月1日	4310100039	自立訓練（生活訓練）、短期入所
熊本県あかねワークセンター 熊本市戸島西3丁目4番150号	公益社団法人熊本県精神科協会 熊本市水前寺六丁目43番7号くませいビル 宮川 洗平	平成24年4月1日	4310100633	就労継続支援B型
熊本県あかねホーム 熊本市戸島西3丁目4番150号	公益社団法人熊本県精神科協会 熊本市水前寺六丁目43番7号くま	平成24年4月1日	4320100862	共同生活援助

	せいビル 宮川 洗平			
--	---------------	--	--	--

熊本県告示第780号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
グループホーム ヴィエント 熊本市小山1丁目3番30号	NPO法人障がい者支援の会いきいき 熊本市城南町藤山3366番地65 水田 理恵子	平成24年 4月1日	4320101654	共同生活援助

熊本県告示第781号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
NPO法人オールサポート 熊本市出水6-36-26	NPO法人オールサポート 熊本市津浦町13番68-1号 長 也寸志	平成24年 4月1日	4310101649	就労継続支援A型

熊本県告示第782号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成24年6月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センターほし 玉名市岱明町大字西照寺707番地	社会福祉法人きらきら 玉名市岱明町野口字塚原666番 西山 敏雄	平成24年 4月1日	4310400330	就労移行支援（一般型）、 就労継続支援B型
就労支援センター「いやしき」 菊池市七城町流川392	社会福祉法人 七城福社会 菊池市七城町流川421番地 古閑 千章	平成24年 4月1日	4311200192	就労継続支援B型

熊本県告示第 7 8 3 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
熊本県コロニー協会 グループホーム 熊本市二本木三丁目 1 2 番 3 7 号	社会福祉法人熊本 県コロニー協会 熊本市二本木三丁 目 1 2 番 3 7 号 西山 敬直	平成 2 4 年 4 月 1 日	4320101639	共同生活援助

熊本県告示第 7 8 4 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
サポートセンター 河内 熊本市河内町船津 字居屋敷 2 2 8 5 番地	N P O 法人八紘会 熊本市河内町船津 字居屋敷 2 2 8 5 番地 上村 以知子	平成 2 4 年 4 月 1 日	4310101664	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（一般型）

熊本県告示第 7 8 5 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成 2 4 年 6 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 8 6 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成 2 4 年 6 月 1 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県山鹿市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年6月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字山田 147番23地先から 同所 147番37地先まで	前	8.0 ～ 15.0	107.0	一括交安（改築に伴う拡幅）
			後	8.6 ～ 15.8	107.0	

2 区域を変更する期日 平成24年6月12日

熊本県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年6月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	深海線	天草市久玉町字名切 1182番1地先から 同所 1182番1地先まで	前	11.6 ～ 36.8	100.0	一括防災（法面保護）
			後	22.3 ～ 46.1	100.0	

2 区域を変更する期日 平成24年6月12日

熊本県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成24年6月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇 土線	宇土市善道寺町字綾織 70番4地先から 同所	前	14.8 ～ 17.0	54.7	道路法第24条工事

		76番1地先まで	後	16.0 ～ 17.0	54.7	
--	--	----------	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成24年6月12日

公 告

熊本県公告第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年6月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字葉山948番4、同949番、同950番1、同951番1、及び同954番6
2、747.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区平成三丁目16-27
株式会社 九建ホーム

熊本県公告第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年6月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字中島986番1
1、566.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町上仲間180番地
株式会社 アシスト

登載依頼

熊本県教育委員会公告第6号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成24年6月12日

熊本県教育長 田崎龍一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県教育情報化推進事業におけるコンピュータ及び関連機器の借入れ
ア 教育用コンピュータ 359セット
イ その他関連機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報情報班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年5月16日
- 4 落札者の名称及び住所
肥銀リース株式会社
熊本県熊本市中央区国府1丁目20番1号
- 5 落札金額（月額）
908,250円（うち消費税及び地方消費税の額43,250円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成24年4月6日

熊本県公営企業管理規程第 1 4 号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 2 4 年 6 月 1 2 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程（昭和 3 9 年電気事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 8 条関係）の予算科目表の電気事業予算科目の資本的収入の表中、

資本的収入	出資金	企業局	(何)会計出資金		
-------	-----	-----	----------	--	--

を、

資本的収入	出資金	企業局	(何)会計出資金		
	荒瀬ダム関連交付金等	企業局	国からの交付金等		
			一般会計からの交付金等		
			その他交付金等		

に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の予算科目表の電気事業予算科目の資本的支出の表中、

資本的支出	建設改良費	(何)調査費	仮設備	備品	
-------	-------	--------	-----	----	--

を、

資本的支出	建設改良費	(何)調査費 荒瀬ダム関連費	仮設備	備品	
			土地		
			水源かん養林		
			建物		
			水路		
			調整池		
			機械装置		
			諸装置		
			備品		
			リース資産		
			無形固定資産		
			工事費等		
			負担金等		
			その他		
			総係費	給料手当	
				退職給与金	
				厚生費	
				報酬	
				賃金	
				消耗品費	
				養成費	
				補償費	
				賃借料	
	委託費				
	通信運搬費				
	旅費				
	諸費				
	資材				
	動力費				
	整理期間中利子				
	仮設備費				

に改める。
別表第 2（第 8 条関係）の勘定科目表の電気事業会計勘定科目の固定資産の表中、

有形固定資産	除却仮勘定	藤本発電所	土地			
			水源かん養林			
			建物	鉄筋コンクリート造		
				金属造		
				れんが造		
				ブロック造		
				木造		
			水路	取水口		
				導水路		
				水槽		
				水圧鉄管		
				放水路		
				雑工事		
			調整池	えん堤		
				雑工事		
			機械装置	水車		
				発電機		
				主要変圧器		
				配電盤開閉装置		
				自動制御装置		
屋外鉄構						
諸機械装置						
雑工事						
諸装置	通信電灯電力装置					
	修繕試験装置					
	雑装置					
備品	工具					
	器具諸備品					
	諸車					
リース資産						
工事負担金（貸方）						
減価償却累計額（貸方）						
共有者持分額（貸方）						
無形固定資産	電話加入権					
	その他無形固定資産					

を、

有形固定資産	荒瀬ダム仮勘定	除却勘定	土地		
			水源かん養林		
			建物		
			水路		
			調整池		
			機械装置		
			諸装置		
			備品		
			リース資産		
			減価償却累計額（貸方）		
			無形固定資産		

		整理勘定	工事費等		
			負担金等		
			その他		
			総係費	給料手当	
				退職給与金	
				厚生費	
				報酬	
				賃金	
				消耗品費	
				養成費	
				補償費	
				賃借料	
				委託費	
				通信運搬費	
				旅費	
				諸費	
	資材				
	動力費				
	整理期間中利子				
	仮設備費				

に改める。
別表第2（第8条関係）の勘定科目表の電気事業会計勘定科目の剰余金の表中、

剰余金	資本剰余金	企業局	会社負担金		
-----	-------	-----	-------	--	--

を、

剰余金	資本剰余金	企業局	会社負担金		
			荒瀬ダム関連交付金等	国からの交付金等	
				一般会計からの交付金等	
				その他交付金等	

に改める。
附 則
この規程は、平成24年6月12日から施行する。

熊本県内水面漁場管理委員会指示第198号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

平成24年6月12日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 宮崎 暢 俊

- 1 指示の内容
県内の公共の用に供する内水面及びこれと接続一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。
- 2 指示の期間
平成24年6月17日から平成25年6月16日まで

正 誤

平成24年5月8日熊本県告示第675号（形質変更時要届出区域の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	38	第31条第1項及び第2項	第31条第2項